

公立大学法人福知山公立大学 P C 閲覧ラウンジ等利用内規

(目的)

第1条 この内規は、公立大学法人福知山公立大学メディアセンター利用規程第 20 条に基づき、P C 閲覧ラウンジ、情報集約実習室、録音・撮影スペースの設備（以下「設備」という。）の利用に関する必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 設備は、教育又は研究等を目的に利用するものとする。

(利用資格)

第3条 設備を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の職員及びこれに準ずる者
- (2) 本学の学生並びにこれに準ずる者
- (3) その他メディアセンター長が許可した者

(利用申請)

第4条 設備を利用しようとする者は、所定の「利用申請書」をカウンターに提出し、その許可を受けなければならない。

2 利用後は、機器を使用前の状態に戻さなければならない。

(利用許可)

第5条 この設備の利用許可は、原則として申込み順による。

(利用料及び減免)

第6条 前条の許可を受けた者が利用する際の利用料及びその減免については、公立大学法人福知山公立大学施設貸付規程の定めによる。

(利用時間)

第7条 この設備の利用時間は、開館時間中、1 回当たり 2 時間以内とする。ただし、次の利用申請者がいない場合は、この限りでない。

(遵守事項)

第8条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 設備の利用は、使用説明書に従い正しく使用し、事故が生じないように努めなければならない。

- (2) 公序良俗に反する行為若しくはその恐れがある行為等はしてはならない。

2 事故が生じた場合は、直ちにメディアセンター長にその旨を届け出なければならない。

(利用の取消、停止等)

第9条 メディアセンターの諸規程、もしくはメディアセンター長及びメディアセンター職員の指示に従わなかった者に対しては設備の利用を停止することがある。

(規程の改廃)

第10条 この内規の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。